

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程（平成6年岩手県教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
許認可等標準処理日数一覧表							許認可等標準処理日数一覧表								
区分	事務の名称	法令	標準処理日数			主管課等	処理日数	区分	事務の名称	法令	標準処理日数			主管課等	処理日数
			経由	経由	経由						経由	経由			
[略]							[略]								
教育行政組織通則	[略]	[略]				教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。）及び盛岡教育事務所	[略]	2 教育財産の使用許可（青少年の家及び野外活動センターを除く教育機関並びに盛岡教育事務所の分掌する教育財産に係るものであって、重要かつ異例に属するものを除く。）	[略]				教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。）	[略]	
[略]							[略]								
教職員	1 教育職員の免許状の授与（普通）	[略]	25		[略]		25	1 教育職員の免許状の授与（普通）	[略]	20		[略]		20	
	2 教育職員の免許状の授与（特別）	教育職員免許法第5条第2項	30		[略]		30	2 教育職員の免許状の授与（特別）	教育職員免許法第5条第3項	20		[略]		20	
	3 教育職員の免許状の授与（臨時）	教育職員免許法第5条第5項	25		[略]		25	3 教育職員の免許状の授与（臨時）	教育職員免許法第5条第6項	20		[略]		20	
	4 特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加	[略]	25		[略]		25	4 特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加	[略]	20		[略]		20	
	5 教育職員の免許状の有効期間	教育職員免許法第9条	20			教職員課	20	5 教育職員の免許状の有効期間	教育職員免許法第9条	20			20		

5	教育職員の免許状の書換・再交付	[略]	25	[略]	25
6	教員資格認定試験合格者に対する普通免許状の授与	[略]	25	[略]	25
7	[略]	[略]			
8	免許外教科担任の許可（市町村立学校職員に係るものに限る。）	[略]			
社会教育・体育	[略]				
	[略]				

備考1～4 [略]

	の更新	の2第1項					
6	教育職員の免許状の有効期間の延長	教育職員免許法第9条の2第5項	20			教職員課	20
7	教育職員の免許状の書換・再交付	[略]	20		[略]		20
8	教員資格認定試験合格者に対する普通免許状の授与	[略]	20		[略]		20
9	[略]	[略]					
10	免許外教科担任の許可（市町村立学校職員に係るものに限る。）	[略]					
11	旧免許状所持者の免許状更新講習の修了確認（修了確認期限を経過した者に対する確認を含む。）	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項	20			教職員課	20
12	旧免許状所持現職教員の免許状更新講習の修了確認期限の延期	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項	20			教職員課	20
13	旧免許状所持現職教員の免許状更新講習の免除の認定	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項括弧書	20			教職員課	20
社会教育・体育	[略]						
	[略]						

備考1～4 [略]

5 「旧免許状所持者」とは教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第1項に規定する旧免

許状所持者をいい、「旧免許状所持現職教員」とは同条第2  
項に規定する旧免許状所持現職教員をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。